

17. キャンプ場の利用助成 申請方法／郵送

キャンプ場を利用した会員と小学生以上の家族（健康保険組合の被扶養者）に費用の一部を助成します。

助成内容：使用料金が1人当たり1,000円以上の場合に、1人1回につき2,000円を上限に**年4回**助成します。

※小学生未満のお子様の使用料金を含めた場合は対象外です。

【助成対象外となる例】

会員1名と小学生以上の家族（健康保険組合の被扶養者）3名の合計4名利用して、領収金額3,900円の場合。

$3,900 \text{円} \div 4 \text{名} = 975 \text{円}$ → 1人当たりの費用が1,000円未満のため助成の対象になりません。

申請方法：「様式1」キャンプ場利用助成金交付申請書に領収証のコピー（レシート不可）を添付し、共済会事務局まで郵送してください。

（メール・FAXの申請不可）

※領収証のコピーには助成対象の利用者氏名、料金内訳の記載が必要です。

（△氏名の記載がない領収証は受付できませんので、ご注意願います！）

※「様式1」は www.hckenpo.jp/kyosai_info/よりダウンロードできます。

助成金交付：申請を受理してから記載内容に不備等がなければ1カ月以内に申請者指定の口座に振り込まれます。

申請期限：2025年3月31日共済会事務局必着

